

茨城県神栖市

医師支援制度のご案内

医師が活躍できる環境づくり

学びたい医師、開業を目指す医師、今までのキャリアを生かして指導領域で活躍したい医師、さらには自身の研究領域を深めたい医師など、
神栖市では医師のさまざまなご要望に応じた多彩な支援制度を整備。
医師一人ひとりの未来づくりを、しっかり応援します。

1 医師Uターン推進事業

地元出身医師のUターン勤務を応援するため補助金を交付します。
勤務年数に応じて、3年で計500万円。

対象者

1. 神栖市、鹿嶋市、潮来市、鉾田市、行方市、千葉県銚子市、千葉県香取市、千葉県香取郡東庄町に住所がある方、または以前に3年以上住所があった方
2. 神栖市内の医療機関に常勤医として勤務をしている、あるいは神栖市に診療所を新設し開始している

補助金額

勤務1・2年目…200万円
勤務3目年…100万円
(3年で計500万円)

2 診療所開業資金貸与制度

診療所開設に伴う土地・建物・医療機器購入の費用を援助します。

対象者

1. 神栖市に診療所を新たに開設する
2. 過去に当制度を受けていない

貸与額

上限2,000万円

返還免除

医業開始から10年経過で返還を全額免除

3 指導医等赴任手当支給事業

新たに赴任した専門医に対して3年間にわたり赴任手当を支給します。

対象者

令和2年4月1日
以降に赴任した
更新回数1回以上の
専門医。

補助対象 限度額

専門医としての更新回数 ※と補助対象経費限度額

1回	1年目: 50万円/年、2年目: 100万円/年、3年目: 150万円/年	合計: 300万円
2回	1年目: 100万円/年、2年目: 200万円/年、3年目: 300万円/年	合計: 600万円
3回	1年目: 200万円/年、2年目: 400万円/年、3年目: 600万円/年	合計: 1,200万円
4回以上	1年目: 150万円/年、2年目: 300万円/年、3年目: 450万円/年	合計: 900万円

※申請年度の4月1日現在の更新回数を基に算定する

●令和3年4月1日現在で43歳(更新回数2回)の医師が3年間(令和3年7月1日～令和6年6月31日)赴任したケース

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
赴任期間中の 専門医認定の 更新	令和3年7月1日 無い場合 更新回数2回	赴任1年目 100万円	赴任2年目 200万円	令和6年6月31日 赴任3年目 300万円 3年合計で 600万円
	有る場合 赴任当初は更新回数が2回 赴任2年目に更新回数が3回	赴任1年目 100万円	赴任2年目 400万円 令和5年4月1日に更新回数が 3回になったことで手当額がUP!	赴任3年目 600万円 3年合計で 1,100万円

4 指導手当支給事業

研修医を指導する専門医に対して指導手当を支給します。

対象者

各学会等において専門研修指導医の基準を満たす者として
認定された専門医であり、研修の指導にあたっている者。

補助対象 経費限度額

研修医1人あたり 144万円/年

※研修医1人に対して、3人の指導医の体制を取った場合
144万円÷3人となり、指導医1人当たり48万円の
支給となる。

5 専任医療クラーク 配置事業

研修医の指導体制構築を目的とし、研修指導医の事務作業を補助する医療クラークの配置について研修医1人あたり1人を上限として、医療クラークの配置にかかる費用を支援します。

補助対象経費限度額

1 専門研修施設の上限を3人／年までとし、
1人あたり 14万円／月

6 研修費 支援事業

教育研修環境の充実のため、研修医の所属する病院内の医局又は診療科が実施する研修会や懇親活動を支援します。

補助対象経費限度額

研修医1人あたり 12万円／年

7 研修医等生活費 支援事業

専門研修施設にスポットで赴任する研修医の交通費や宿泊費に対して支援します。

補助対象経費限度額

研修医1人あたり 5万円／年

8 医師研修事業[※]

国内外の研修学会において研究発表等を行う場合の、往復旅費、宿泊費、研修費等の費用を支給します。

対象者

国内外の学会において発表者等として参加し、
市で開催される事業において同等の発表を行うこと。

補助対象 経費限度額

国内:15万円／人 国外:75万円／人

9 医師海外留学事業[※]

1年以上の海外留学を希望する医師を支援します。

対象者

- 1.当該専門研修施設に常勤医師として3年以上勤務している医師。
- 2.留学終了後、市内で留学期間以上勤務すること。

補助対象 経費限度額

50万円／月×36ヶ月
3年間の合計1,800万円

●1年間留学するケース

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
専門研修施設	← 常勤医師として3年以上勤務 →				← 留学期間(1年)以上勤務 →		
海外留学				1年間留学			

10 産業医養成プログラム支援事業

産業医研修等に参加する専門研修施設の常勤医師に対して手当を支給します。

補助対象 経費限度額

常勤医師1人あたり 7万円／日 週1回を上限とする。

※交付対象者の選考については、神栖市若手医師きらっせプロジェクト推進会議からの意見を聴取することにより決定される。

神栖医往
KAMISU ISM
神栖市若手医師きらっせプロジェクト

**神栖市は、充実した制度で
医学生・医師を応援します。**

支援制度の
詳細はコチラ



<https://kamusuism.com/>

産業医研修会の
取り組みに
ついてはコチラ



<https://kamusuism.com/ohp/>

産業医研修会

神栖市では、
令和3年度も「認定産業医」の
資格取得のための、産業医学
基礎研修(前期・後期・実地)の
開催を予定しております。



神栖市イメージキャラクター
「カミスコくん」

お問合せ先



神栖市役所

健康福祉部 地域医療推進課

〒314-0192 茨城県神栖市溝口4991-5

TEL 0299-77-8207 FAX 0299-90-1324

神栖市HP <https://www.city.kamusu.ibaraki.jp/>

E-mail iryo@city.kamusu.ibaraki.jp